

## 区域外就学の基準及び必要書類等一覧

区分	承諾基準	事由（※通学に支障のないときに限る。）	対象者	期間	添付書類等
1	住宅の建替え	住宅の建替えにより一時的に町外の住所に移転し、建替え終了後に元の学区の住所に戻る予定で、その間従前の学校を希望する場合	全学年	住宅の完成まで	建築確認申請書 又は売買契約書 等の写し
2	転居予定	町への住所の移転が確定していて、事前に転居予定先の学区の学校を希望する場合	全学年	転居の日まで	建築確認申請書、 売買契約書 又は賃貸借契約書 等の写し
3	途中転居	学期途中で町外の住所へ移転した後も、従前の学校へ引き続き就学を希望する場合	全学年	申請年度の 学年末まで	
4	留守家庭	住所地において児童生徒の下校時に自宅に不在である等の理由で、祖父母の家、父母の勤務先等のある校区の学校を希望する場合	全学年	申請年度の 学年末まで ※更新は可能	(1)児童預かり 確認書 (2)就労証明書 等
5	住民票のみの異動	住民票が居所にない場合	全学年	申請事由が 消滅するまで	居住証明書
6	教育上の配慮	いじめ、不登校等の理由により、教育委員会が、児童生徒の教育上、区域外就学が適当であると認める場合	全学年	申請事由が 消滅するまで	保護者の申出書 学校長の意見書
7	その他 特別な事情	上記のほか、教育委員会が特に区域外就学が適当であると認める場合	全学年	申請事由が 消滅するまで	保護者の申出書 その他必要な書類